

第6章 評価

1 計画の評価

(1) 評価等

ア 進捗状況の公表

- 計画の着実な実施につなげるために、本計画に掲げた目標及び施策について、年度ごとの進捗状況を把握し、評価、公表します。
- また、「第2章 神奈川県医療費を巡る状況」「第5章 施策の展開」にある保険者種別（市町村国保、後期高齢者医療制度、被用者保険）を中心とした各種図表等を可能な限り、年度ごとに更新し公表します。

イ 進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）

- 計画の最終年度に当たる令和11（2029）年度に、計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）を行い、保険者協議会等の意見を踏まえその結果を公表します。
- 計画の中間年度に当たる令和8（2026）年度に、年度ごとの進捗状況の経年変化等を踏まえ、県や関係者が計画を推進する上での具体的な課題及び好事例について取りまとめ、最終年度の計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）に効果的に繋げるよう努めます。
- 医療費適正化に係る県や関係者が進める上での具体的な課題及び好事例、また進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）は、次期計画の改定に活用します。

ウ 実績の評価

- 令和12（2030）年度に、進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）を活用し、目標の達成状況を中心に実績の評価を行い、県医療費検討委員会や県保険者協議会等の意見を踏まえ、その結果を公表します。
- 評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬等制度の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬等制度の改正に関する意見を提出します。
- 医療の効率的な提供の推進に関する目標を達成し、医療費適正化を推進するために、神奈川県内における診療報酬の特例を定めるに当たっての厚生労働大臣からの協議があった場合は、実績の評価の結果を活用して対応します。

エ 計画期間中の見直し及び次期計画への反映

- 年度ごとの進捗状況を踏まえ、計画に掲げた目標の達成が困難と見込まれる場合、又は、医療費が医療費の見込みを著しく上回ると見込まれる場

合には、その要因を分析し、必要に応じ、当該要因を解消するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行った上で、必要な対策を講ずるよう努めます。

- 目標の達成状況について経年的に評価を行い、その分析に基づいて計画期間内における取り組むべき施策等の改善を行うとともに、次期計画の改定に活用します。

(2) 評価方法

- 計画に掲げた目標については、厚生労働省から毎年配布されるNDBデータ³⁵を中心に、国の統計資料等を活用して、進捗状況を評価します。
- 市町村、保険者等の関係者ごとに、「第4章 推進体制・役割」における「役割」と、それに応じた「第5章 施策の展開」における「取組」の結果を整理した上で評価し、計画を推進していくための新たな具体的課題や好事例を収集し横展開に努めます。

(3) 県が提供するデータの市町村における活用

- 市町村においては、NDBデータ等の各種調査結果を反映した施策の推進が望まれますが、NDBデータの公表にはタイムラグ（約2年後の公表）があり、市町村独自でタイムリーに活用することは困難です。そこで、県が最新のKDBデータ³⁶から得られるデータを「市町村別の医療費に係る速報値」として取りまとめ、市町村が計画期間内に取り組む施策等へタイムリーに反映できるよう、効果的な情報提供に努めます。
- これらのデータを、医療費適正化に係る関係者が計画期間内に取り組むべき施策等の改善及び次期計画の改定に活用できるよう、県立保健福祉大学を始めとした関係者の支援を踏まえ、市町村に対して情報提供サイトの整備や分析研修を実施する等の継続的な環境整備に努め、PDCAサイクルに沿った取組の支援を行います。（図6-1）（図6-2）

³⁵ NDBデータ：NDBは、National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japanの（＝匿名医療保険等関連情報データベース）の略称。厚生労働省が、平成20年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースとして、レセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報等を格納・構築しているもの。

³⁶ KDBデータ：KDBとは、国保データベースシステムを指す。国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートすることを目的として構築されたもの。

図6-1 適正化計画のPDCAサイクルイメージ

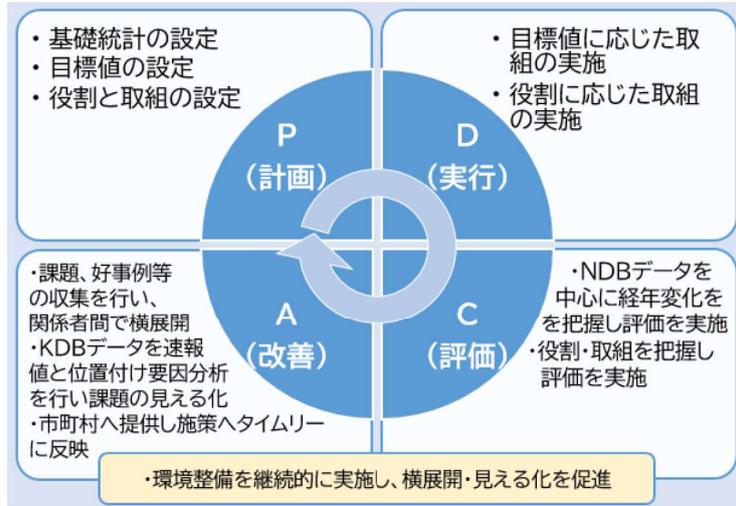


図6-2 市町村業務におけるPDCA活用イメージ

